（指定居宅サービス事業者）

第七十条

２ 都道府県知事は、前項の申請があった場合において、次の各号（病院等により行われる居宅療養

管理指導又は病院若しくは診療所により行われる訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビ

リテーション若しくは短期入所療養介護に係る指定の申請にあっては、第六号の二、第六号の三、

第十号の二及び第十二号を除く。）のいずれかに該当するときは、第四十一条第一項本文の指定を

してはならない。

一　申請者が都道府県の条例で定める者でないとき。

二　当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第七十四条第一項の都道府県の

条例で定める基準及び同項の都道府県の条例で定める員数を満たしていないとき。

三　申請者が、第七十四条第二項に規定する指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準

に従って適正な居宅サービス事業の運営をすることができないと認められるとき。

四　申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるま

での者であるとき。

五　申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規

定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者で

あるとき。

五の二　申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、

その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

五の三　申請者が、社会保険各法又は労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律

第八十四号）の定めるところにより納付義務を負う保険料、負担金又は掛金（地方税法の規定に

よる国民健康保険税を含む。以下この号、第七十八条の二第四項第五号の三、第九十四条第三項

第五号の三、第百十五条の二第二項第五号の三、第百十五条の十二第二項第五号の三及び第二百

三条第二項において「保険料等」という。）について、当該申請をした日の前日までに、これら

の法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上

の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全て（当該処分を受け

た者が、当該処分に係る保険料等の納付義務を負うことを定める法律によって納付義務を負う保

険料等に限る。第七十八条の二第四項第五号の三、第九十四条第三項第五号の三、第百十五条の

二第二項第五号の三及び第百十五条の十二第二項第五号の三において同じ。）を引き続き滞納し

ている者であるとき。

六　申請者（特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、第七十七条第一項又は第

百十五条の三十五第六項の規定により指定（特定施設入居者生活介護に係る指定を除く。）を取

り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人

である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった

日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者

をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行

する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる

者を含む。第五節及び第二百三条第二項において同じ。）又はその事業所を管理する者その他の

政令で定める使用人（以下「役員等」という。）であった者で当該取消しの日から起算して五年

を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、

当該通知があった日前六十日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算し

て五年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定居宅サービ

ス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生

を防止するための当該指定居宅サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況

その他の当該事実に関して当該指定居宅サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、こ

の号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものと

して厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

六の二　申請者（特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、第七十七条第一項又

は第百十五条の三十五第六項の規定により指定（特定施設入居者生活介護に係る指定に限る。）

を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該指定を取り消された者が

法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があ

った日前六十日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過し

ないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通

知があった日前六十日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して五年

を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定居宅サービス事業

者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止

するための当該指定居宅サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他

の当該事実に関して当該指定居宅サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本

文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚

生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

六の三　申請者と密接な関係を有する者（申請者（法人に限る。以下この号において同じ。）の株

式の所有その他の事由を通じて当該申請者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な

影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの（以下この号において「申請者の親

会社等」という。）、申請者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支

配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの又

は当該申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業

に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもののうち、当該申請者と厚生

労働省令で定める密接な関係を有する法人をいう。以下この章において同じ。）が、第七十七条第

一項又は第百十五条の三十五第六項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算し

て五年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定居宅サービス事業者の指定の

取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための

当該指定居宅サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実

に関して当該指定居宅サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定す

る指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令

で定めるものに該当する場合を除く。

七　申請者が、第七十七条第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定による指定の取消しの処分

に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしない

ことを決定する日までの間に第七十五条第二項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事

業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しな

いものであるとき。

七の二　申請者が、第七十六条第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検

査の結果に基づき第七十七条第一項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの

決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申

請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をい

う。）までの間に第七十五条第二項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止につ

いて相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであると

き。

八　第七号に規定する期間内に第七十五条第二項の規定による事業の廃止の届出があった場合にお

いて、申請者が、同号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について

相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該届出に係る法人でない事業所（当該事業の廃止

について相当の理由があるものを除く。）の管理者であった者で、当該届出の日から起算して五年

を経過しないものであるとき。

九　申請者が、指定の申請前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者

であるとき。

十　申請者（特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、法人で、その役員等のうち

に第四号から第六号まで又は第七号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

十の二　申請者（特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人で、その役員等の

うちに第四号から第五号の三まで、第六号の二又は第七号から第九号までのいずれかに該当する

者のあるものであるとき。

十一　申請者（特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、法人でない事業所で、

その管理者が第四号から第六号まで又は第七号から第九号までのいずれかに該当する者であると

き。

十二　申請者（特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人でない事業所で、

その管理者が第四号から第五号の三まで、第六号の二又は第七号から第九号までのいずれかに該

当する者であるとき。

（指定介護予防サービス事業者）

第百十五条の二

２ 都道府県知事は、前項の申請があった場合において、次の各号（病院等により行われる介護予防

居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビ

リテーション、介護予防通所リハビリテーション若しくは介護予防短期入所療養介護に係る指定の

申請にあっては、第六号の二、第六号の三、第十号の二及び第十二号を除く。）のいずれかに該当

するときは、第五十三条第一項本文の指定をしてはならない。

一　申請者が都道府県の条例で定める者でないとき。

二　当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第百十五条の四第一項の都道府

県の条例で定める基準及び同項の都道府県の条例で定める員数を満たしていないとき。

三　申請者が、第百十五条の四第二項に規定する指定介護予防サービスに係る介護予防のための効

果的な支援の方法に関する基準又は指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に

従って適正な介護予防サービス事業の運営をすることができないと認められるとき。

四　申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるま

での者であるとき。

五　申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規

定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者で

あるとき。

五の二　申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、

その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

五の三　申請者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の

規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間に

わたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全てを引き続き滞納している者

であるとき。

六　申請者（介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、第百十五条の九

第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定により指定（介護予防特定施設入居者生活介護に係

る指定を除く。）を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該指定を

取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規

定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算

して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合に

おいては、当該通知があった日前六十日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日

から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定

介護予防サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び

当該事実の発生を防止するための当該指定介護予防サービス事業者による業務管理体制の整備に

ついての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定介護予防サービス事業者が有していた責

任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当で

あると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

六の二　申請者（介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、第百十五条

の九第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定により指定（介護予防特定施設入居者生活介護

に係る指定に限る。）を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該指

定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条

の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から

起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場

合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消し

の日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、

指定介護予防サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実

及び当該事実の発生を防止するための当該指定介護予防サービス事業者による業務管理体制の整

備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定介護予防サービス事業者が有してい

た責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相

当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

六の三　申請者と密接な関係を有する者が、第百十五条の九第一項又は第百十五条の三十五第六項

　の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき。ただし、

当該指定の取消しが、指定介護予防サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処

分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定介護予防サービス事業者に

よる業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定介護予防サー

ビス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しな

いこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場

合を除く。

七　申請者が、第百十五条の九第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定による指定の取消しの

　処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をし

ないことを決定する日までの間に第百十五条の五第二項の規定による事業の廃止の届出をした者

（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を

経過しないものであるとき。

七の二　申請者が、第百十五条の七第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当

該検査の結果に基づき第百十五条の九第一項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行う

か否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事

が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定

の日をいう。）までの間に第百十五条の五第二項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該

事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しな

いものであるとき。

八　第七号に規定する期間内に第百十五条の五第二項の規定による事業の廃止の届出があった場合

において、申請者が、同号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止につ

いて相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該届出に係る法人でない事業所（当該事業の

廃止について相当の理由があるものを除く。）の管理者であった者で、当該届出の日から起算して

五年を経過しないものであるとき。

九　申請者が、指定の申請前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者

　であるとき。

十　申請者（介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、法人で、その役員

等のうちに第四号から第六号まで又は第七号から前号までのいずれかに該当する者のあるもので

あるとき。

十の二　申請者（介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人で、その

役員等のうちに第四号から第五号の三まで、第六号の二又は第七号から第九号までのいずれかに

該当する者のあるものであるとき。

十一　申請者（介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、法人でない事

業所で、その管理者が第四号から第六号まで又は第七号から第九号までのいずれかに該当する者

であるとき。

十二　申請者（介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人でない事

業所で、その管理者が第四号から第五号の三まで、第六号の二又は第七号から第九号までのいず

れかに該当する者であるとき。

（指定介護老人福祉施設）

第八十六条

２ 都道府県知事は、前項の申請があった場合において、当該特別養護老人ホームが次の各号のいず

れかに該当するときは、第四十八条第一項第一号の指定をしてはならない。

一　第八十八条第一項に規定する人員を有しないとき。

二　第八十八条第二項に規定する指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準に従って適正

な介護老人福祉施設の運営をすることができないと認められるとき。

三　当該特別養護老人ホームの開設者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法

律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受ける

ことがなくなるまでの者であるとき。

三の二　当該特別養護老人ホームの開設者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるもの

により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であ

るとき。

三の三　当該特別養護老人ホームの開設者が、健康保険法、地方公務員等共済組合法、厚生年金保

険法又は労働保険の保険料の徴収等に関する法律の定めるところにより納付義務を負う保険料、

負担金又は掛金について、当該申請をした日の前日までに、これらの法律の規定に基づく滞納処

分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を

受けた日以降に納期限の到来した保険料、負担金又は掛金の全て（当該処分を受けた者が、当該

処分に係る保険料、負担金又は掛金の納付義務を負うことを定める法律によって納付義務を負う

保険料、負担金又は掛金に限る。）を引き続き滞納している者であるとき。

四　当該特別養護老人ホームの開設者が、第九十二条第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定

により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者であるとき。ただし、

当該指定の取消しが、指定介護老人福祉施設の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理

由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定介護老人福祉施設の開設者による

業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定介護老人福祉施設

の開設者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しない

こととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合

を除く。

五　当該特別養護老人ホームの開設者が、第九十二条第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定

による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分

をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第九十一条の規定による指定の辞退をし

た者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該指定の辞退の日から起算

して五年を経過しないものであるとき。

五の二　当該特別養護老人ホームの開設者が、第九十条第一項の規定による検査が行われた日から

聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第九十二条第一項の規定による指定の取消しの処分に

係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところによ

り都道府県知事が当該特別養護老人ホームの開設者に当該検査が行われた日から十日以内に特定

の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第九十一条の規定による指定の

辞退をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該指定の辞退の日

から起算して五年を経過しないものであるとき。

六　当該特別養護老人ホームの開設者が、指定の申請前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は

著しく不当な行為をした者であるとき。

七　当該特別養護老人ホームの開設者の役員又はその長のうちに次のいずれかに該当する者がある

とき。

イ　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

ロ　第三号、第三号の二又は前号に該当する者

ハ　保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく

滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当

該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全てを引き続き滞納している者

ニ　第九十二条第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定により指定を取り消された特別養護

老人ホームにおいて、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった

日前六十日以内にその開設者の役員又はその長であった者で当該取消しの日から起算して五年

を経過しないもの（当該指定の取消しが、指定介護老人福祉施設の指定の取消しのうち当該指

定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定介護老人

福祉施設の開設者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して

当該指定介護老人福祉施設の開設者が有していた責任の程度を考慮して、この号に規定する指

定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で

定めるものに該当する場合を除く。）

ホ　第五号に規定する期間内に第九十一条の規定による指定の辞退をした特別養護老人ホーム

（当該指定の辞退について相当の理由がある特別養護老人ホームを除く。）において、同号の

通知の日前六十日以内にその開設者の役員又はその長であった者で当該指定の辞退の日から起

算して五年を経過しないもの

（介護老人保健施設）

第九十四条

３ 都道府県知事は、前二項の許可の申請があった場合において、次の各号（前項の申請にあっては、

第二号又は第三号）のいずれかに該当するときは、前二項の許可を与えることができない。

一　当該介護老人保健施設を開設しようとする者が、地方公共団体、医療法人、社会福祉法人その

他厚生労働大臣が定める者でないとき。

二　当該介護老人保健施設が第九十七条第一項に規定する療養室、診察室及び機能訓練室並びに都

道府県の条例で定める施設又は同条第二項の厚生労働省令及び都道府県の条例で定める人員を有

しないとき。

三　第九十七条第三項に規定する介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準に従って適正な介

護老人保健施設の運営をすることができないと認められるとき。

四　申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるま

での者であるとき。

五　申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規

定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者で

あるとき。

五の二　申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、

その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

五の三　申請者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の

規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間に

わたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全てを引き続き滞納している者

であるとき。

六　申請者が、第百四条第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定により許可を取り消され、そ

の取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合に

おいては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以

内に当該法人の役員又はその開設した介護老人保健施設を管理する者（以下「介護老人保健施設

の管理者」という。）であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、

当該許可を取り消された者が第一号の厚生労働大臣が定める者のうち法人でないものである場合

においては、当該通知があった日前六十日以内に当該者の開設した介護老人保健施設の管理者で

あった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、

当該許可の取消しが、介護老人保健施設の許可の取消しのうち当該許可の取消しの処分の理由と

なった事実及び当該事実の発生を防止するための当該介護老人保健施設の開設者による業務管理

体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該介護老人保健施設の開設者が有

していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する許可の取消しに該当しないこととするこ

とが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

七　申請者が、第百四条第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定による許可の取消しの処分に

係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないこ

とを決定する日までの間に第九十九条第二項の規定による廃止の届出をした者（当該廃止につい

て相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであると

き。

七の二　申請者が、第百条第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の

結果に基づき第百四条第一項の規定による許可の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定を

することが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に

当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）

までの間に第九十九条第二項の規定による廃止の届出をした者（当該廃止について相当の理由が

ある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

八　第七号に規定する期間内に第九十九条第二項の規定による廃止の届出があった場合において、

申請者が、同号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人（当該廃止について相当の理由が

ある法人を除く。）の役員若しくはその開設した介護老人保健施設の管理者又は当該届出に係る

第一号の厚生労働大臣が定める者のうち法人でないもの（当該廃止について相当の理由がある者

を除く。）の開設した介護老人保健施設の管理者であった者で、当該届出の日から起算して五年

を経過しないものであるとき。

九　申請者が、許可の申請前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者

であるとき。

十　申請者が、法人で、その役員等のうちに第四号から前号までのいずれかに該当する者のあるも

のであるとき。

十一　申請者が、第一号の厚生労働大臣が定める者のうち法人でないもので、その事業所を管理す

る者その他の政令で定める使用人のうちに第四号から第九号までのいずれかに該当する者のある

ものであるとき。

（介護療養型医療施設）

（改正前の介護保険法）第１０７条

３ 都道府県知事は、第一項の申請があった場合において、当該療養病床病院等が次の各号のいず

れかに該当するときは、第四十八条第一項第三号の指定をしてはならない。

一　第百十条第一項に規定する人員を有しないとき。

二　第百十条第二項に規定する指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関する基準に従って適正

な介護療養型医療施設の運営をすることができないと認められるとき。

三　当該療養病床病院等の開設者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受

けることがなくなるまでの者であるとき。

四　当該療養病床病院等の開設者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で

政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることが

なくなるまでの者であるとき。

四の二　当該療養病床病院等の開設者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより

罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

四の三　当該療養病床病院等の開設者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納

付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由な

く三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等のすべてを引き

続き滞納している者であるとき。

五　当該療養病床病院等の開設者が、第百十四条第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定によ

り指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該指定を取り消された

者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知

があった日前六十日以内に当該法人の役員又はその開設した療養病床病院等の管理者であった者で

当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でな

い療養病床病院等である場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該療養病床病院等

の管理者であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。

ただし、当該指定の取消しが、指定介護療養型医療施設の指定の取消しのうち当該指定の取消しの

処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定介護療養型医療施設の開設

者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定介護療養型

医療施設の開設者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当

しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する

場合を除く。

六　当該療養病床病院等の開設者が、第百十四条第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定によ

る指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をす

る日又は処分をしないことを決定する日までの間に第百十三条の規定による指定の辞退をした者

（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該指定の辞退の日から起算して五

年を経過しないものであるとき。

六の二　当該療養病床病院等の開設者が、第百十二条第一項の規定による検査が行われた日から聴

聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第百十四条第一項の規定による指定の取消しの処分に係る

聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道

府県知事が当該療養病床病院等の開設者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知し

た場合における当該特定の日をいう。）までの間に第百十三条の規定による指定の辞退をした者（当

該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該指定の辞退の日から起算して五年を

経過しないものであるとき。

七　第六号に規定する期間内に第百十三条の規定による指定の辞退があった場合において、当該療

養病床病院等の開設者が、同号の通知の日前六十日以内に当該指定の辞退に係る法人（当該指定の

辞退について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくはその開設した療養病床病院等の管理

者又は当該指定の辞退に係る法人でない療養病床病院等（当該指定の辞退について相当の理由があ

るものを除く。）の管理者であった者で、当該指定の辞退の日から起算して五年を経過しないもの

であるとき。

八　当該療養病床病院等の開設者が、指定の申請前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著し

く不当な行為をした者であるとき。

九　当該療養病床病院等の開設者が、法人で、その役員又は当該療養病床病院等の管理者のうちに

第三号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

十　当該療養病床病院等の開設者が、法人でない療養病床病院等で、その管理者が第三号から第八

号までのいずれかに該当する者であるとき。

（介護予防・日常生活支援総合事業）

介護保険法　第百十五条の四十五の五

２ 　市町村長は、前項の申請があった場合において、申請者が、厚生労働省令で定める基準に従って適正に第一号事業を行うことができないと認められるときは、指定事業者の指定をしてはならない。

第百四十条の六十三の六

[法第百十五条の四十五の五第二項](http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxrefer.cgi?H_FILE=%95%bd%8b%e3%96%40%88%ea%93%f1%8e%4f&REF_NAME=%96%40%91%e6%95%53%8f%5c%8c%dc%8f%f0%82%cc%8e%6c%8f%5c%8c%dc%82%cc%8c%dc%91%e6%93%f1%8d%80&ANCHOR_F=1000000000000000000000000000000000000000000000011504500500002000000000000000000&ANCHOR_T=1000000000000000000000000000000000000000000000011504500500002000000000000000000#1000000000000000000000000000000000000000000000011504500500002000000000000000000) に規定する厚生労働省令で定める基準は、市町村が定める基準であって、次のいずれかに該当するものとする。

一 　第一号事業（第一号生活支援事業を除く。）に係る基準として、次に掲げるいずれかに該当する基準

イ　介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十七年厚生労働省[令第四号](http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxrefer.cgi?H_FILE=%95%bd%88%ea%81%5a%90%ad%8e%6c%88%ea%93%f1&REF_NAME=%97%df%91%e6%8e%6c%8d%86&ANCHOR_F=1000000000000000000000000000000000000000000000014006300600001000000004000000000&ANCHOR_T=1000000000000000000000000000000000000000000000014006300600001000000004000000000#1000000000000000000000000000000000000000000000014006300600001000000004000000000) ）附則第二条第三号若しくは第四条第三号の規定によりなおその効力を有するものとされた[指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準](http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxrefer.cgi?H_FILE=%95%bd%88%ea%94%aa%8c%fa%98%4a%8f%c8%82%4f%82%50%82%4f%82%4f%82%4f%8e%4f%8c%dc&REF_NAME=%8e%77%92%e8%89%ee%8c%ec%97%5c%96%68%83%54%81%5b%83%72%83%58%93%99%82%cc%8e%96%8b%c6%82%cc%90%6c%88%f5%81%41%90%dd%94%f5%8b%79%82%d1%89%5e%89%63%95%c0%82%d1%82%c9%8e%77%92%e8%89%ee%8c%ec%97%5c%96%68%83%54%81%5b%83%72%83%58%93%99%82%c9%8c%57%82%e9%89%ee%8c%ec%97%5c%96%68%82%cc%82%bd%82%df%82%cc%8c%f8%89%ca%93%49%82%c8%8e%78%89%87%82%cc%95%fb%96%40%82%c9%8a%d6%82%b7%82%e9%8a%ee%8f%80&ANCHOR_F=&ANCHOR_T=) （平成十八年厚生労働省令第三十五号。ロにおいて「旧指定介護予防サービス等基準」という。）に規定する旧介護予防訪問介護若しくは旧介護予防通所介護に係る基準の例による基準又は[指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準](http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxrefer.cgi?H_FILE=%95%bd%88%ea%94%aa%8c%fa%98%4a%8f%c8%82%4f%82%50%82%4f%82%4f%82%4f%8e%4f%8e%b5&REF_NAME=%8e%77%92%e8%89%ee%8c%ec%97%5c%96%68%8e%78%89%87%93%99%82%cc%8e%96%8b%c6%82%cc%90%6c%88%f5%8b%79%82%d1%89%5e%89%63%95%c0%82%d1%82%c9%8e%77%92%e8%89%ee%8c%ec%97%5c%96%68%8e%78%89%87%93%99%82%c9%8c%57%82%e9%89%ee%8c%ec%97%5c%96%68%82%cc%82%bd%82%df%82%cc%8c%f8%89%ca%93%49%82%c8%8e%78%89%87%82%cc%95%fb%96%40%82%c9%8a%d6%82%b7%82%e9%8a%ee%8f%80&ANCHOR_F=&ANCHOR_T=) （平成十八年厚生労働省令第三十七号。ロにおいて「指定介護予防支援等基準」という。）に規定する介護予防支援に係る基準の例による基準

ロ　[旧指定介護予防サービス等基準](http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxrefer.cgi?H_FILE=%95%bd%88%ea%94%aa%8c%fa%98%4a%8f%c8%82%4f%82%50%82%4f%82%4f%82%4f%8e%4f%8c%dc&REF_NAME=%8b%8c%8e%77%92%e8%89%ee%8c%ec%97%5c%96%68%83%54%81%5b%83%72%83%58%93%99%8a%ee%8f%80&ANCHOR_F=&ANCHOR_T=) に規定する基準該当介護予防サービス（旧介護予防訪問介護及び旧介護予防通所介護に係るものに限る。）に係る基準又は[指定介護予防支援等基準](http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxrefer.cgi?H_FILE=%95%bd%88%ea%94%aa%8c%fa%98%4a%8f%c8%82%4f%82%50%82%4f%82%4f%82%4f%8e%4f%8e%b5&REF_NAME=%8e%77%92%e8%89%ee%8c%ec%97%5c%96%68%8e%78%89%87%93%99%8a%ee%8f%80&ANCHOR_F=&ANCHOR_T=) に規定する基準該当介護予防支援に係る基準の例による基準

ハ　平成二十六年改正前[法第五十四条第一項第三号](http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxrefer.cgi?H_FILE=%95%bd%8b%e3%96%40%88%ea%93%f1%8e%4f&REF_NAME=%96%40%91%e6%8c%dc%8f%5c%8e%6c%8f%f0%91%e6%88%ea%8d%80%91%e6%8e%4f%8d%86&ANCHOR_F=1000000000000000000000000000000000000000000000005400000000001000000003000000000&ANCHOR_T=1000000000000000000000000000000000000000000000005400000000001000000003000000000#1000000000000000000000000000000000000000000000005400000000001000000003000000000) 又は[法第五十九条第一項第二号](http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxrefer.cgi?H_FILE=%95%bd%8b%e3%96%40%88%ea%93%f1%8e%4f&REF_NAME=%96%40%91%e6%8c%dc%8f%5c%8b%e3%8f%f0%91%e6%88%ea%8d%80%91%e6%93%f1%8d%86&ANCHOR_F=1000000000000000000000000000000000000000000000005900000000001000000002000000000&ANCHOR_T=1000000000000000000000000000000000000000000000005900000000001000000002000000000#1000000000000000000000000000000000000000000000005900000000001000000002000000000) に規定する離島その他の地域であって厚生労働大臣が定める基準に該当するものに住所を有する居宅要支援被保険者等が、平成二十六年改正前[法第五十四条第一項第三号](http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxrefer.cgi?H_FILE=%95%bd%8b%e3%96%40%88%ea%93%f1%8e%4f&REF_NAME=%96%40%91%e6%8c%dc%8f%5c%8e%6c%8f%f0%91%e6%88%ea%8d%80%91%e6%8e%4f%8d%86&ANCHOR_F=1000000000000000000000000000000000000000000000005400000000001000000003000000000&ANCHOR_T=1000000000000000000000000000000000000000000000005400000000001000000003000000000#1000000000000000000000000000000000000000000000005400000000001000000003000000000) 又は[法第五十九条第一項第二号](http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxrefer.cgi?H_FILE=%95%bd%8b%e3%96%40%88%ea%93%f1%8e%4f&REF_NAME=%96%40%91%e6%8c%dc%8f%5c%8b%e3%8f%f0%91%e6%88%ea%8d%80%91%e6%93%f1%8d%86&ANCHOR_F=1000000000000000000000000000000000000000000000005900000000001000000002000000000&ANCHOR_T=1000000000000000000000000000000000000000000000005900000000001000000002000000000#1000000000000000000000000000000000000000000000005900000000001000000002000000000) に規定するサービスを受けた場合における当該サービスの内容を勘案した基準

二 　第一号事業に係る基準として、当該第一号事業に係るサービスの内容等を勘案した基準（前号に掲げるものを除く。）